

お持ちのパスポートの氏名・本籍に変更があった方へ (～訂正の制度が変わります～)

<訂正制度の変更>

◎現在、有効なパスポートの身分事項に変更があった方は、原則としてパスポートを新規に切り替えて申請していただく必要がありますが、変更が氏名・本籍の都道府県名のみの場合には、記載事項の訂正を申請していただくこともできます。しかし、平成26年3月20日に旅券法の一部を改正する法律が施行されることに伴い「記載事項の訂正」の制度は廃止されることとなり、同日からは「記載事項変更旅券」という新たな方式のパスポートの申請の受付が開始されます。記載事項変更旅券は新しいパスポートの作成と同様、申請から受取までに約1週間(申請場所により異なりますので詳しくは職員までお尋ね下さい。)かかりますのでご注意ください。

◎記載事項変更旅券には、変更後の氏名・本籍が顔写真のページやICチップに反映されており、変更前のパスポートと有効期間満了日が同じになります。

<制度変更の趣旨とお願い>

◎国際民間航空機関(ICAO)が定めるパスポートの国際標準により、2015年11月25日以降は、渡航先の国によっては、現行の訂正旅券が新しい国際標準に合致しないのではないかと指摘を受けたり、出入国時における審査においてトラブルとなる可能性が更に大きくなることも予想されるほか、海外滞在中の様々な手続きに支障が生じるおそれも考えられます。

◎平成26年3月19日までは、氏名・本籍に変更が生じた場合に引き続きスタンプによる訂正を行うこともできますが、できるだけ新しいパスポート(10年又は5年)の発給を申請されることをお勧めします。なお、すでにスタンプにより訂正された旅券をお持ちの方も、新しいパスポート(10年又は5年)を申請していただくことができます。

<平成26年3月20日以降のお取り扱い>

◎お持ちのパスポートの氏名・本籍に変更があった方は、平成26年3月20日以降は「記載事項の訂正」を申請することはできませんので、パスポートを返納の上、記載事項変更旅券又は新しいパスポートを申請していただくこととなります。

詳しくは外務省のホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page3_000097.html)をご覧ください。

平成26年3月19日までは以下のとおりとなります。

